

全 員 協 議 会 資 料

平 成 2 7 年 1 1 月 5 日

下 水 道 事 業 の 財 政 状 況 に つ い て

下水道事業の財政状況について

1 下水道事業の経営について

地方公営企業の経営は、その経費を事業収入で賄うことが基本原則であります。

下水道事業においては、汚水は、日常生活及び生産活動に伴うものであり、その排出量に応じた料金収入で賄うことを原則としている一方、雨は自然現象によるものであり、雨水の排除は、生活環境の改善や浸水の防除に効果を発揮し、その受益が広く市民に及ぶことから公費負担を原則としており、「**雨水公費・汚水私費**」の考え方をとっています。

下水道は、現在社会に必要な不可欠な社会基盤であり、持続可能なものでなければなりません。健全な財政を維持し、下水道事業を今後も安定的に持続可能なものとしていくためには、これまで整備してきたストックを適切に維持し、健全な事業運営を図る必要があります。

2 東大和市の下水道事業（汚水）の現状

(1) 施設及び経営の状況

(平成 26 年度決算に基づく)

項 目	汚水施設	備 考
事業開始	昭和 51 年 2 月	
供用開始	昭和 60 年 6 月	
管路延長 (km)	239	内、建設 30 年超え 75 (31.4%)
普及率【人口及び世帯】 (%)	99.9	面積普及率は 97.4
水洗化率 (%)	98.8	
有収率 (%)	84.8	有収汚水量 ÷ 汚水処理水量
使用料収入※1 (千円)	1,065,475	
使用料単価 (円/m ³)	122.0	使用料収入① ÷ 有収汚水量
汚水処理原価 (円/m ³)	169.9	汚水処理費※2 ÷ 有収汚水量
経費回収率※3 (%)	71.8	

※1・※2 使用料収入及び汚水処理費は、総務省が実施している「地方公営企業決算状況調査」の定義により集計される。

※3 「東大和市下水道総合計画」に記す『使用料回収率』と同義。

《参照》 資料 1 「汚水処理水量の状況」

資料 2 「下水道財政の推移」「汚水処理費、使用料収入、経費回収率の推移」
「一般会計繰入金の推移」

資料 3 「多摩 26 市の経費回収率等」

(2) 平成 26 年度決算の状況 《参照》 資料 3 「平成 26 年度決算の状況」

①歳入について

総額 21 億 2,750 万 7 千円。主な内訳として、使用料及び手数料 10 億 6,400 万円。

一般会計繰入金 5 億 1,736 万円。市債 5 億 740 万円であります。

②歳出について

総額 21 億 619 万 3 千円。主な内訳として、総務管理費と維持管理費の合計 6 億 893 万円。公債費元金と利子の合計 13 億 8,462 万円であります。

(3) 厳しい財政状況

汚水処理費を下水道使用料で賄えないため、その不足分は一般会計繰入金（基準外繰入金）で補填しています。仮に、現時点で使用料を地方公営企業の基本原則水準とするためには、平成 26 年度決算における基準外繰入金 4 億 3,950 万円を使用料収入で賄う必要があり、約 41%引き上げる改定が必要となる状況にあります。

また、将来にわたって健全な事業運営を図るためには、下水道総合計画に基づき、今後の計画的な改築・更新について検討し、事業の平準化を図る必要があります。そのうえで、新たな事業を確実に実施する必要があることから、経営基盤を強化し、健全財政の持続可能性を確保していくことが重要であります。

3 東大和市の下水道事業（汚水）の今後

《参照》資料 4 「公債費の推移と見通し」

「年度別整備延長と布設後 30 年経過延長の関係」

「年度別整備延長と更新時期の関係」

施設整備等の財源とした起債の償還については、新規の借入を抑制しているため、年々減少しています。

一方、布設後 30 年を経過すると、老朽化等による道路陥没事故の危険性が高まるとされていること、また、管渠施設の標準的耐用年数は 50 年とされていることから、今後、改築や更新のための事業に取り組む必要があるため、平成 30 年を過ぎた頃からは、新たな事業投資が必要と見込まれます。

4 東大和市下水道使用料審議会の答申内容（抜粋）

今後の下水道事業を安定的に運営するため、平成 27 年 6 月 12 日に東大和市下水道使用料審議会に下水道使用料の改定について諮問を行いました。適正な受益者負担について意見を伺ったもので、平成 27 年 9 月 25 日に使用料の改定及び今後の下水道事業の運営について、次のように答申を受けました。

(1) 下水道使用料の改定について

①汚水の種別及び排出量区分について

- ・汚水の種別は、現行の「一般汚水」、「浴場汚水」の 2 分類とする。
- ・一般汚水の排出量区分は、世帯構成、1 世帯当たりの水道使用量及び節水型社会の進展等による水の使用実態を考慮し、現行の 8 区分を 9 区分とするとともに、基本使用排出量を 8 m³以下（現行 10 m³以下）とする。

②改定率について

- ・経費回収率 100%を目標水準とする視点が大切であるが、単年度での実施は急激な負担増となる。
- ・市では、3年ごとの定期的な見直し検討を掲げていることから、目標達成を平成36年度頃を目途とし、また、23区、多摩26市の状況を考慮し、**平均改定率を20%から30%**とする必要がある。

③改定時期について

- ・今後の定期的な見直し検討に資するためにも、**行政改革大綱の計画を推進**し、平成28年4月改定に向けた検討が望まれる。

(2) 今後の下水道事業の運営について（付帯意見）

当審議会は、下水道使用料改定について慎重に審議した結果、全委員一致で前述のとおり、決して低くない改定率での改定が必要との結論に達しました。今後、市は、一層の経営改善に取り組むことに期待し、これからの事業運営に対する意見を付帯します。

① 市民への丁寧な説明

今回の改定に当たっては、当市における整備事業の経過、資本費の状況、汚水処理原価等の状況を説明するとともに、将来にわたっての安定した経営や世代間の公平について市民へ丁寧に説明し、理解を求めていくことが必要です。

また、下水道整備により環境改善が図られてきたこと等を含め、下水道とその経営について市民の理解を深めていくことが大切であり、市報を活用した定期的な広報に努める必要があります。

② 経営努力

今後も安定した事業経営を継続していくため、経費の縮減と使用料の適正化になお一層努めていく必要があります。

また、使用料の未納、滞納状態への対応も適切に実施し収納率の向上を図るとともに、未接続者に対する接続促進の取り組みを強化し、下水道事業経営の効率化に努める必要があります。

③ 公営企業会計導入への取り組み

地方公営企業は、能率的経営と経済性の発揮により公共の福祉の増進を図ることが目的で設置されています。財政健全化を推進する市にあって、公営企業の能率的経営と経済性を検証するとともに、独立採算制を高める上で財務内容を的確に把握する必要があります。現在、公営企業に対しては総務省からの通知により、公営企業会計を導入する要請があり、下水道事業については、的確な取り組みを求められていることから、総務省から示されている計画に則り、円滑な移行に努める必要があります。

5 使用料の改定について

東大和市下水道使用料審議会の答申内容に基づき次のとおり検討を行い、改定後の料

率及び下水道使用料を次のように整理しました。

(1) 改定率の検討

- 《参照》**資料5** 「下水道財政の見通し」
資料6 「汚水処理費、使用料収入、経費回収率の見通し」
「一般会計繰入金の見通し」
資料7 「多摩26市の下水道使用料単価別順位表」

- ・改定率20%は、平成36年度頃、経費回収率100%達成としたもの。
- ・改定率30%は、公営企業会計への移行目標年度であるとともに、3年後の見直し検討時期に当たる平成31年度頃、経費回収率100%達成としたもの。

(2) 改定使用料（一月当たり）について

①料率表（一般汚水、税抜き）

排出量区分	現行料率	改定案	
		(平均改定率20%)※1	(平均改定率30%)※2
基本使用料金	10 m³まで 480円	8 m³まで 580円	8 m³まで 610円
10(8) m ³ 超 20 m ³ 以下	1 m ³ につき 102円	1 m ³ につき 110円	1 m ³ につき 120円
20 m ³ 超 30 m ³ 以下	1 m ³ につき 144円	1 m ³ につき 140円	1 m ³ につき 150円
30 m ³ 超 50 m ³ 以下		1 m ³ につき 170円	1 m ³ につき 180円
50 m ³ 超 100 m ³ 以下	1 m ³ につき 174円	1 m ³ につき 210円	1 m ³ につき 220円
100 m ³ 超 200 m ³ 以下	1 m ³ につき 210円	1 m ³ につき 250円	1 m ³ につき 260円
200 m ³ 超 500 m ³ 以下	1 m ³ につき 264円	1 m ³ につき 310円	1 m ³ につき 310円
500 m ³ 超 1,000 m ³ 以下	1 m ³ につき 300円	1 m ³ につき 350円	1 m ³ につき 360円
1,000 m ³ 超	1 m ³ につき 340円	1 m ³ につき 380円	1 m ³ につき 410円
(浴場汚水、税抜き)			
	1 m ³ につき 19円	1 m ³ につき 23円	1 m ³ につき 24円

※1は21.9%、※2は29.9%

②一月当たりの下水道料金の比較（一般汚水、税込み）

一月当たりの排出量	現行料金	20%改定案料金(差額)	30%改定案料金(差額)
8 m ³ 【1人世帯】	518円	626円 (108)	658円 (140)
16 m ³ 【2人世帯】	1,179円	1,576円 (397)	1,695円 (516)
20 m ³ 【3人世帯】	1,620円	2,052円 (432)	2,214円 (594)
30 m ³	3,175円	3,564円 (389)	3,834円 (659)
50 m ³	6,285円	7,236円 (1,041)	7,722円 (1,437)
100 m ³	15,681円	18,576円 (2,895)	19,602円 (3,921)
1,000 m ³	285,897円	335,016円 (49,119)	342,522円 (56,625)
(浴場汚水、税込み／市内合計)			
1,499 m ³	30,759円	37,235円 (6,476)	38,854円 (8,095)

6 今後の予定について

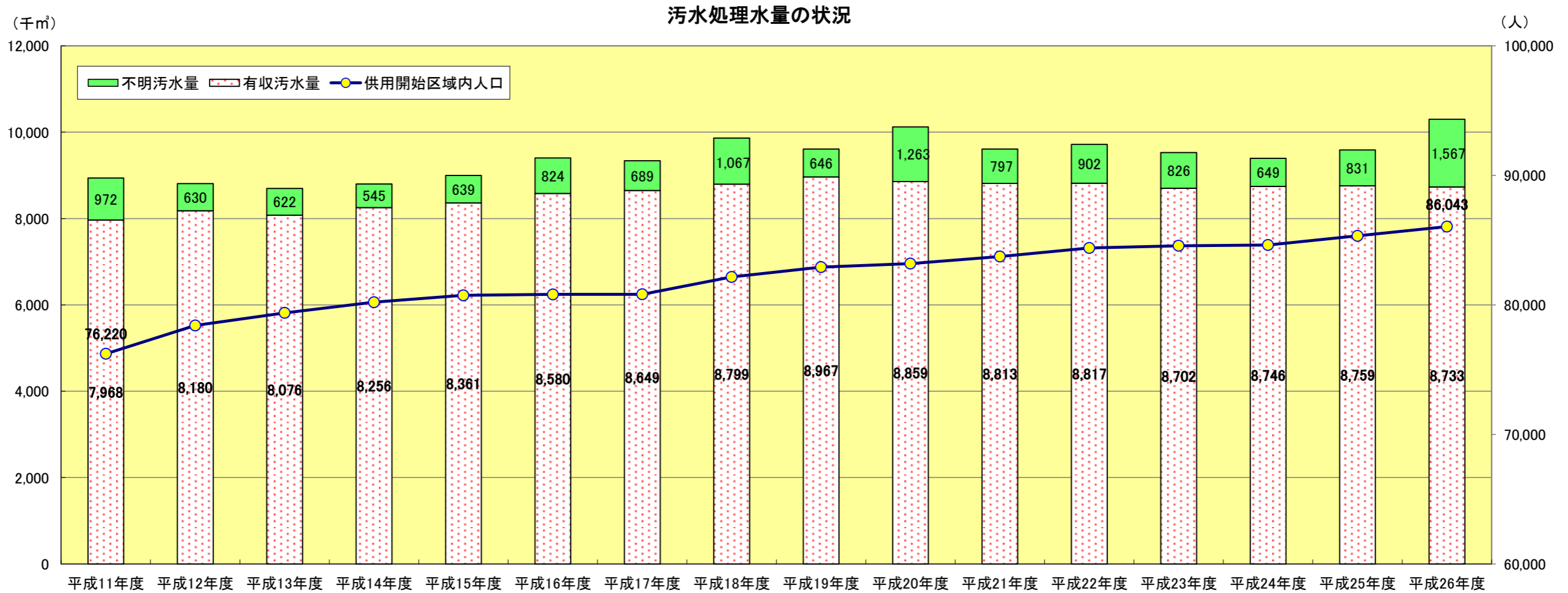
(1) 今後の改定スケジュールについて（案）

日 時	内 容
平成 27 年 11 月 5 日	全員協議会（下水道事業の財政状況について）
15 日	市報・市公式ホームページ（下水道事業の財政状況について） 掲載
11 月下旬	市民説明会（下水道事業の財政状況について） 市内 8 地区及び市役所会議棟
12 月 15 日	全員協議会（東大和市下水道使用料の改定について）
平成 28 年 2 月下旬頃	市議会定例会（東大和市下水道条例の一部を改正する条例 上程）
4 月 1 日	下水道使用料金改定システム変更（6 月末まで）
5 月 1 日	市報・市公式ホームページ（新下水道料金について）掲載
5 月下旬	市民説明会（新下水道使用料金について）
7 月 1 日	新下水道使用料金適用

汚水処理水量の状況

資料 1

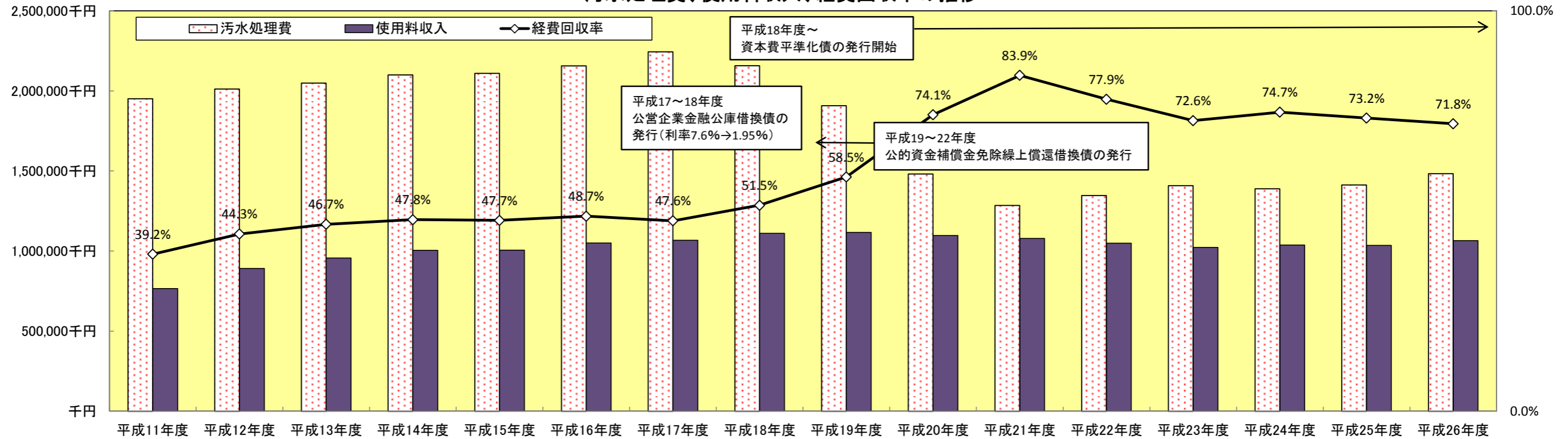
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
有収汚水量 A (m ³)	7,967,585	8,180,286	8,075,906	8,255,766	8,360,665	8,580,325	8,649,205	8,798,792	8,966,893	8,858,964	8,812,902	8,816,777	8,702,157	8,746,221	8,759,035	8,732,808
不明汚水量 B (m ³)	971,544	629,776	622,219	544,961	639,477	823,602	689,011	1,067,358	645,513	1,263,001	796,680	902,244	826,308	649,273	830,760	1,566,818
汚水処理水量 C(A+B) (m ³)	8,939,129	8,810,062	8,698,125	8,800,727	9,000,142	9,403,927	9,338,216	9,866,150	9,612,406	10,121,965	9,609,582	9,719,021	9,528,465	9,395,494	9,589,795	10,299,626
有収率 A/C (%)	89.1%	92.9%	92.8%	93.8%	92.9%	91.2%	92.6%	89.2%	93.3%	87.5%	91.7%	90.7%	91.3%	93.1%	91.3%	84.8%
供用開始区域内人口 D (人)	76,220	78,413	79,378	80,207	80,735	80,809	80,820	82,161	82,918	83,192	83,732	84,395	84,562	84,624	85,330	86,043
1人当たり有収汚水量 A/12/D (m ³ /月)	8.71	8.69	8.48	8.58	8.63	8.85	8.92	8.92	9.01	8.87	8.77	8.71	8.58	8.61	8.55	8.46



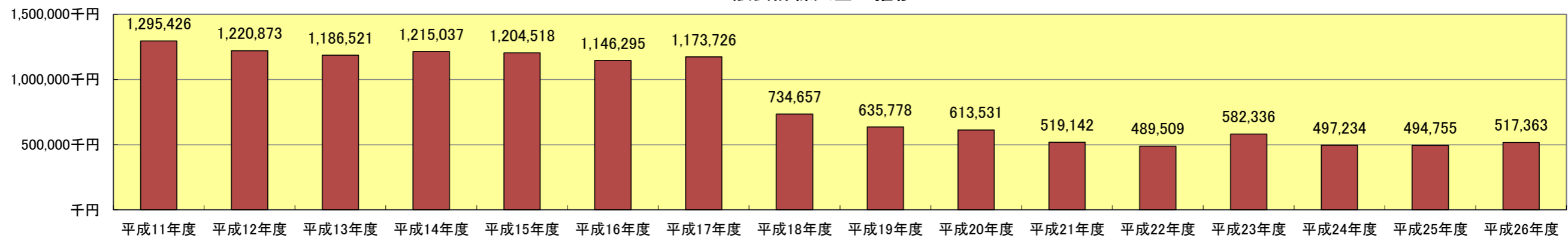
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
汚水処理費(使用料対象経費等)A (千円)	1,951,160	2,012,676	2,049,482	2,100,676	2,110,197	2,156,541	2,244,367	2,158,133	1,908,284	1,481,780	1,285,709	1,346,693	1,408,822	1,389,212	1,413,471	1,483,843
有収汚水量 B (m³)	7,967,585	8,180,286	8,075,906	8,255,766	8,360,665	8,580,325	8,649,205	8,798,792	8,966,893	8,858,964	8,812,902	8,816,777	8,702,157	8,746,221	8,759,035	8,732,808
汚水処理原価 C(A/B) (円/m³)	244.9	246.0	253.8	254.4	252.4	251.3	259.5	245.3	212.8	167.3	145.9	152.7	161.9	158.8	161.4	169.9
使用料収入 D (千円)	765,679	891,146	957,075	1,004,705	1,006,054	1,049,874	1,067,630	1,110,592	1,116,555	1,097,237	1,078,804	1,048,793	1,022,395	1,037,677	1,035,575	1,065,475
使用料単価 E(D/B) (円/m³)	96.1	108.9	118.5	121.7	120.3	122.4	123.4	126.2	124.5	123.9	122.4	119.0	117.5	118.6	118.2	122.0
経費回収率 F(E/C) (%)	39.2%	44.3%	46.7%	47.8%	47.7%	48.7%	47.6%	51.5%	58.5%	74.1%	83.9%	77.9%	72.6%	74.7%	73.2%	71.8%
経費回収不足額 (A-D) (千円)	1,185,481	1,121,530	1,092,407	1,095,971	1,104,143	1,106,667	1,176,737	1,047,541	791,729	384,543	206,905	297,900	386,427	351,535	377,896	418,368
一般会計繰入金 G (千円)	1,295,426	1,220,873	1,186,521	1,215,037	1,204,518	1,146,295	1,173,726	734,657	635,778	613,531	519,142	489,509	582,336	497,234	494,755	517,363

※汚水処理費(使用料対象経費等)及び使用料収入は、総務省が全国の地方公営企業の経営実態を正確に把握するために行っている「地方公営企業決算状況調査」に基づき算出。

汚水処理費、使用料収入、経費回収率の推移



一般会計繰入金の推移



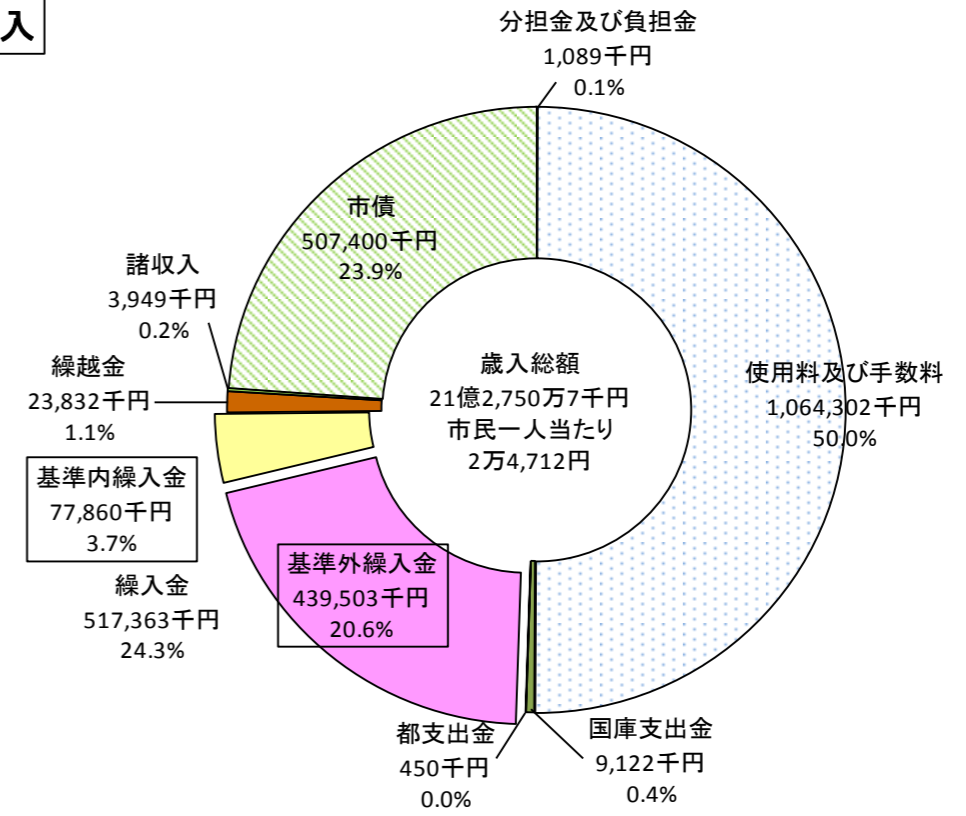
多摩26市の経費回収率等(平成26年度決算速報値)

平成26年度決算の状況

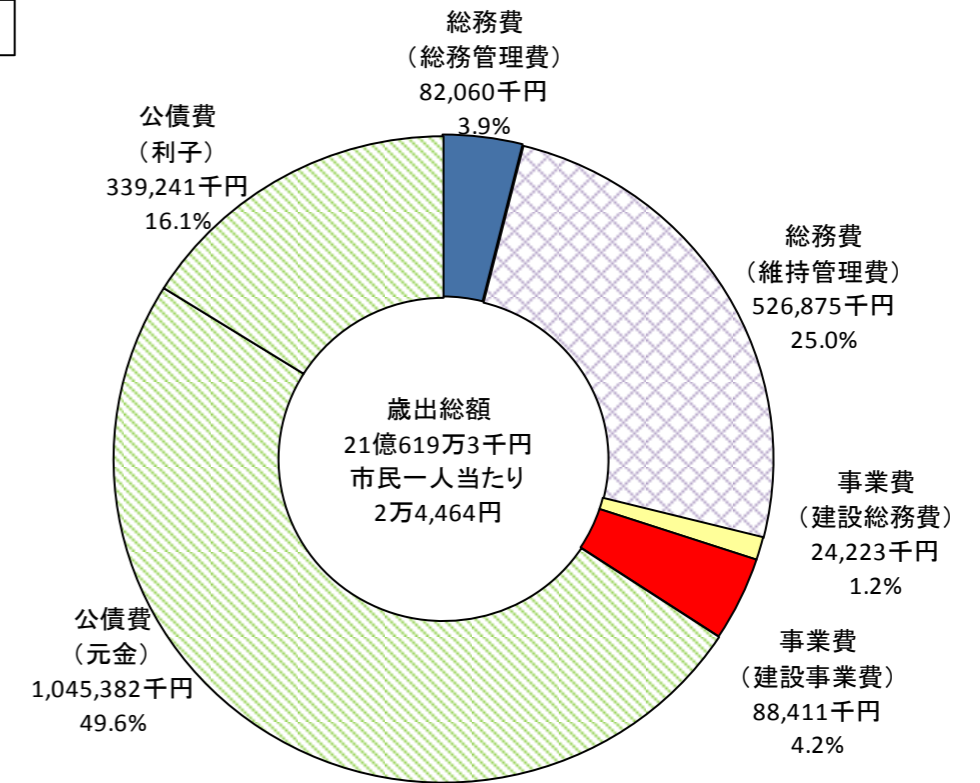
汚水処理原価			使用料単価			経費回収率			建設事業開始年		
順位	市名	汚水処理原価 (円/m ³)	順位	市名	使用料単価 (円/m ³)	順位	市名	経費回収率 (%)	順位	市名	建設事業開始年
1	府中市	44.7	1	府中市	74.2	1	福生市	178.0	1	武蔵野市	S26
2	調布市	66.4	2	小金井市	80.0	2	府中市	166.0	2	八王子市	S30
2	小金井市	66.4	3	武蔵野市	80.8	3	多摩市	161.0	3	立川市	S30
4	武蔵野市	69.7	4	調布市	85.4	4	昭島市	142.1	4	日野市	S33
5	福生市	78.8	5	三鷹市	93.6	5	調布市	128.6	5	三鷹市	S34
6	狛江市	87.1	6	羽村市	105.5	6	武蔵村山市	127.5	6	多摩市	S38
7	昭島市	90.3	7	西東京市	105.7	7	狛江市	122.3	7	町田市	S38
8	多摩市	92.2	8	狛江市	106.5	8	小金井市	120.5	8	府中市	S39
9	武蔵村山市	92.3	9	小平市	110.7	9	武蔵野市	115.9	9	東久留米市	S40
10	羽村市	97.5	10	国分寺市	113.9	10	小平市	110.9	10	調布市	S43
11	三鷹市	99.2	11	武蔵村山市	117.7	11	町田市	108.3	11	狛江市	S44
12	小平市	99.9	12	清瀬市	120.4	12	羽村市	108.2	12	小金井市	S44
13	立川市	115.5	13	東大和市	122.0	13	立川市	107.0	13	小平市	S45
14	国分寺市	118.1	14	国立市	123.2	14	国立市	96.9	14	国立市	S46
15	町田市	124.4	15	あきる野市	123.6	15	国分寺市	96.4	15	国分寺市	S47
16	国立市	127.1	15	立川市	123.6	16	三鷹市	94.4	16	羽村市	S48
17	西東京市	140.5	17	東村山市	124.1	17	八王子市	92.2	17	昭島市	S48
18	清瀬市	141.3	18	福生市	128.3	18	東久留米市	88.1	18	青梅市	S48
18	東村山市	141.3	18	昭島市	128.3	19	東村山市	87.8	19	福生市	S48
20	八王子市	151.7	20	日野市	131.0	20	清瀬市	85.2	20	西東京市	S49
21	東久留米市	162.8	21	稲城市	131.9	21	青梅市	82.0	21	武蔵村山市	S49
22	日野市	167.9	22	町田市	134.7	22	日野市	78.0	22	東村山市	S50
23	東大和市	169.9	23	八王子市	139.9	23	西東京市	75.2	23	東大和市	S51
24	青梅市	178.5	24	東久留米市	143.4	24	東大和市	71.8	24	清瀬市	S52
25	あきる野市	180.3	25	青梅市	146.3	25	稲城市	71.1	25	稲城市	S56
26	稲城市	185.4	26	多摩市	148.4	26	あきる野市	68.6	26	あきる野市	S60
平均		118.8	平均		117.0	平均		107.1			

汚水処理原価 = 汚水処理費(使用料対象経費等) ÷ 有収汚水量
 使用料単価 = 使用料収入 ÷ 有収汚水量
 経費回収率 = 使用料単価 ÷ 汚水処理原価 × 100

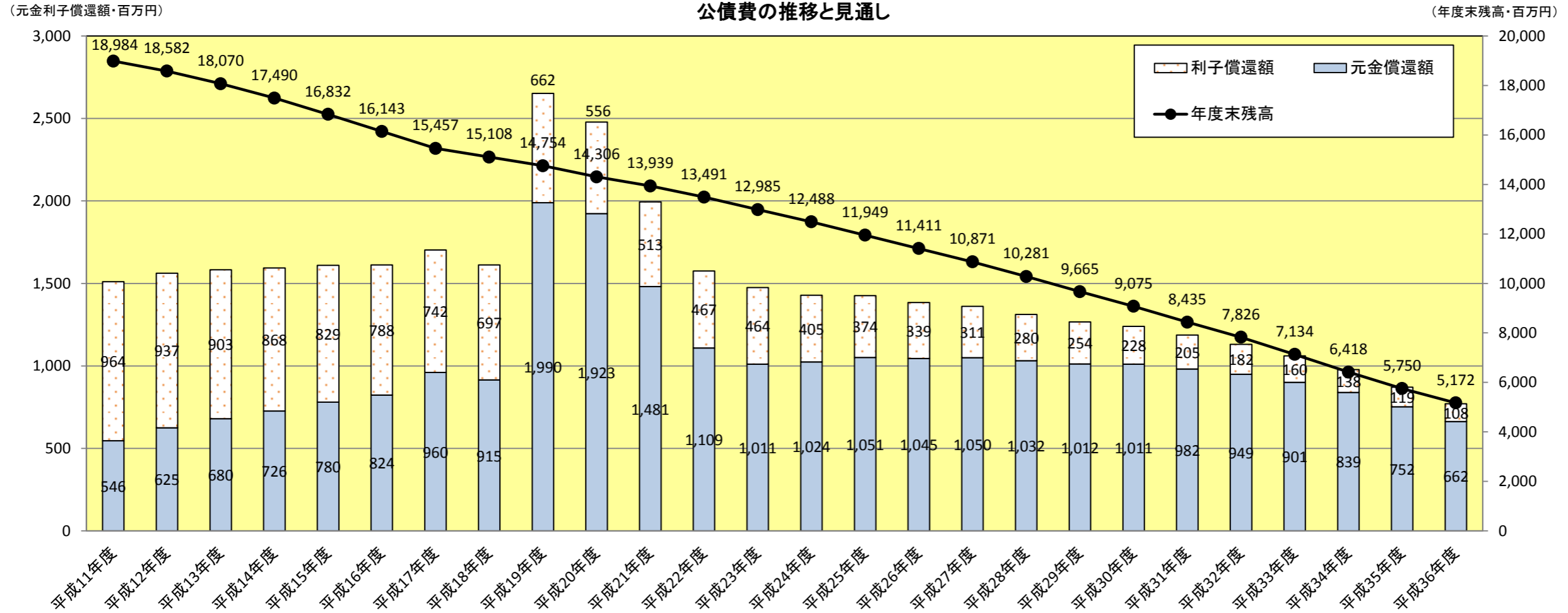
歳入



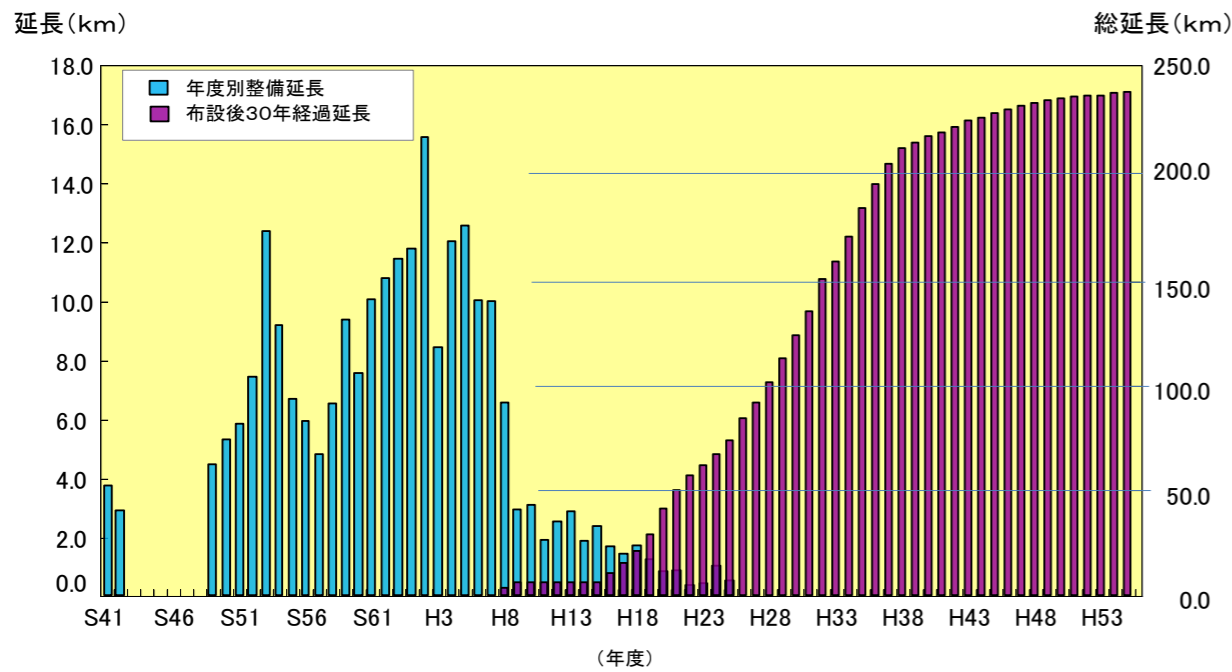
歳出



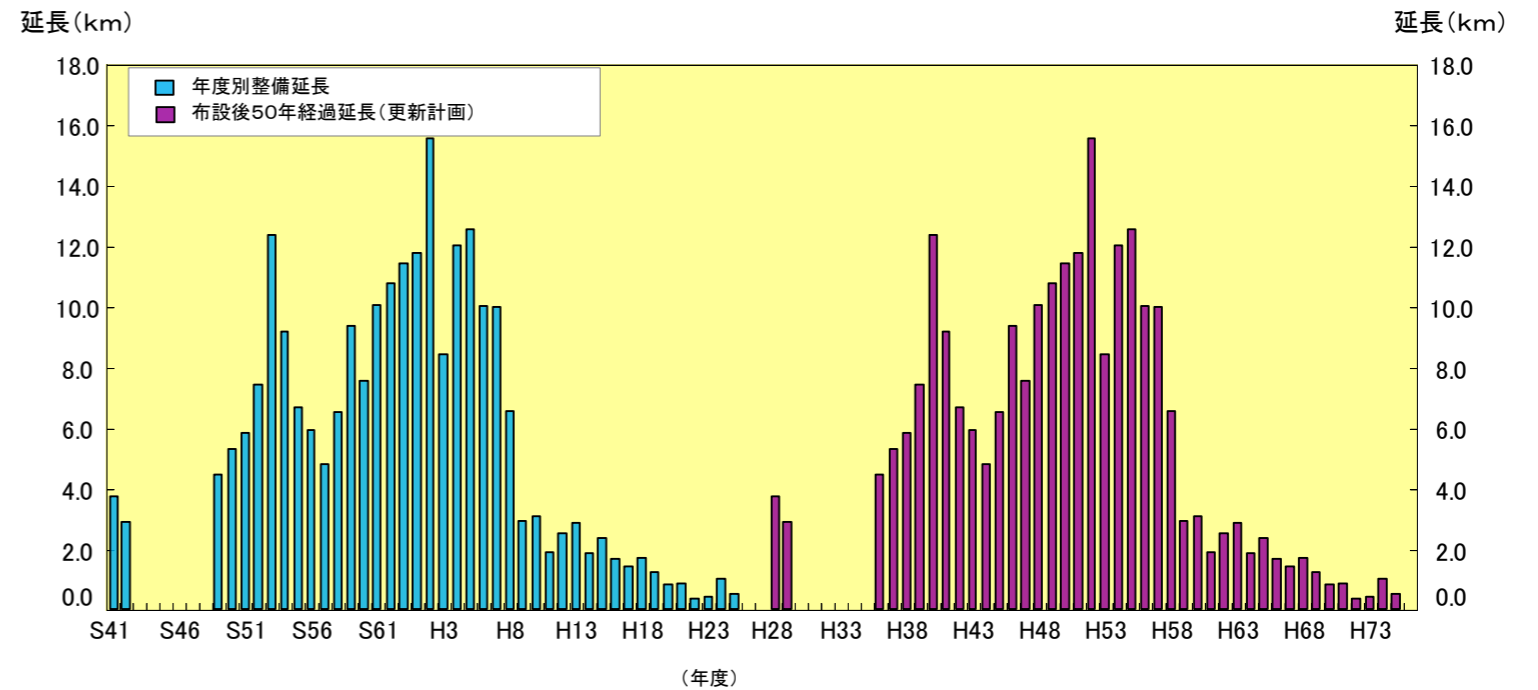
住民基本台帳人口: 86,092人
(平成27年3月31日現在)



年度別整備延長と布設後30年経過延長の関係



年度別整備延長と更新時期の関係



下水道財政の見通し

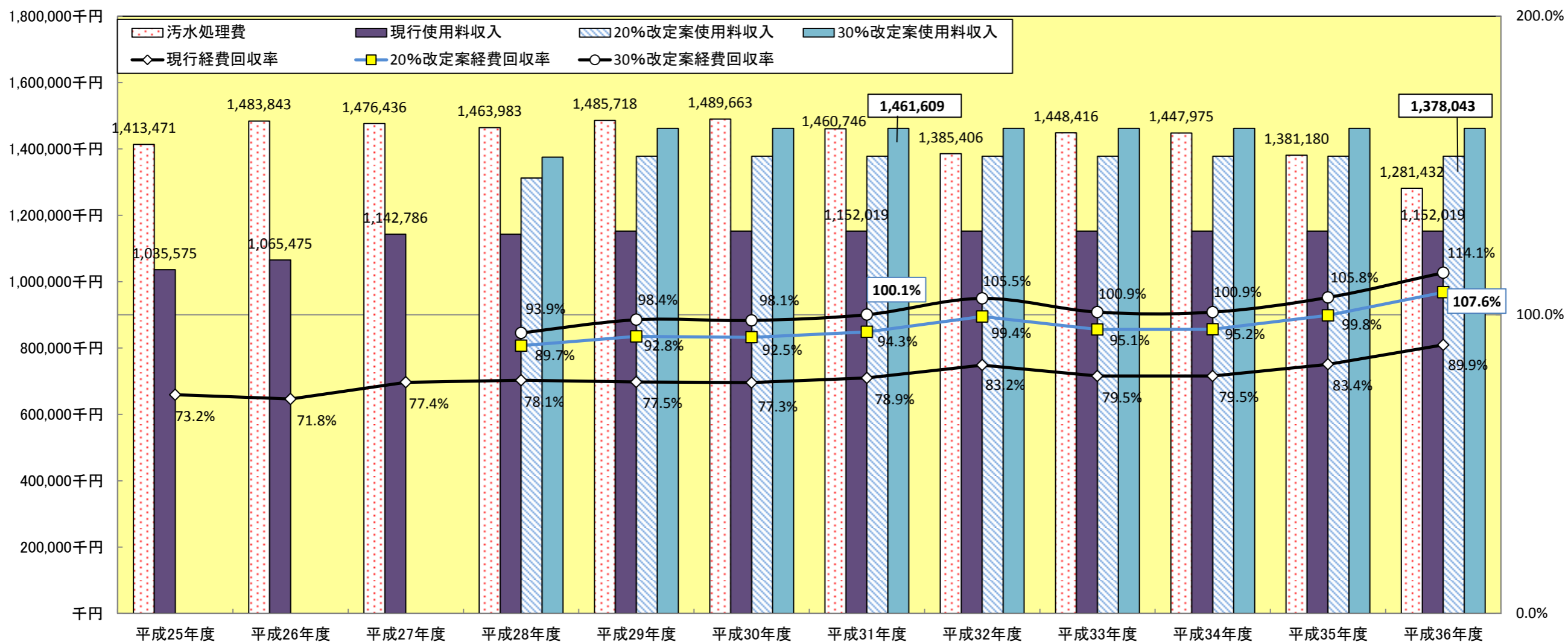
	決算		予算	収支計画								
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
汚水処理費(使用料対象経費等)A (千円)	1,413,471	1,483,843	1,476,436	1,463,983	1,485,718	1,489,663	1,460,746	1,385,406	1,448,416	1,447,975	1,381,180	1,281,432
有収汚水量 B (m³)	8,759,035	8,732,808	8,732,808	8,745,203	8,752,004	8,758,703	8,763,639	8,770,338	8,758,869	8,745,637	8,734,066	8,722,495
汚水処理原価 C(A/B) (円/m³)	161.4	169.9	169.1	167.4	169.8	170.1	166.7	158.0	165.4	165.6	158.1	146.9
現 行	使用料収入 D (千円)	1,035,575	1,065,475	1,142,786	1,142,786	1,152,019	1,152,019	1,152,019	1,152,019	1,152,019	1,152,019	1,152,019
	使用料単価 E(D/B) (円/m³)	118.2	122.0	130.9	130.7	131.6	131.5	131.5	131.4	131.5	131.7	131.9
	経費回収率 F(E/C) (%)	73.2%	71.8%	77.4%	78.1%	77.5%	77.3%	78.9%	83.2%	79.5%	79.5%	83.4%
	経費回収不足額 (A-D) (千円)	377,896	418,368	333,650	321,197	333,699	337,644	308,727	233,387	296,397	295,956	229,161
	一般会計繰入金 G (千円)	494,755	517,363	469,572	497,348	505,579	503,098	497,736	434,396	497,406	496,965	430,670
20% 改定案	使用料改善額 H (千円)				169,518	226,024	226,024	226,024	226,024	226,024	226,024	226,024
	使用料収入 I(D+H) (千円)				1,312,304	1,378,043	1,378,043	1,378,043	1,378,043	1,378,043	1,378,043	1,378,043
	使用料単価 J(I/B) (円/m³)				150.1	157.5	157.3	157.2	157.1	157.3	157.6	157.8
	経費回収率 K(J/C) (%)				89.7%	92.8%	92.5%	94.3%	99.4%	95.1%	95.2%	99.8%
	経費回収不足額 (A-I) (千円)				151,679	107,675	111,620	82,703	7,363	70,373	69,932	3,137
	一般会計繰入金 (G-H) (千円)				327,830	279,555	277,074	271,712	208,372	271,382	270,941	204,646
30% 改定案	使用料改善額 L (千円)				232,192	309,590	309,590	309,590	309,590	309,590	309,590	309,590
	使用料収入 M(D+L) (千円)				1,374,978	1,461,609	1,461,609	1,461,609	1,461,609	1,461,609	1,461,609	1,461,609
	使用料単価 N(M/B) (円/m³)				157.2	167.0	166.9	166.8	166.7	166.9	167.1	167.3
	経費回収率 O(N/C) (%)				93.9%	98.4%	98.1%	100.1%	105.5%	100.9%	100.9%	105.8%
	経費回収不足額 (A-M) (千円)				89,005	24,109	28,054	△ 863	△ 76,203	△ 13,193	△ 13,634	△ 80,429
	一般会計繰入金 (G-L) (千円)				265,156	195,989	193,508	188,146	124,806	187,816	187,375	121,080

※収支計画とは、総務省が全国の地方公営企業の現状と将来見通しを把握するために行っている「経営状況等調査」(計画期間10年)によるものである。

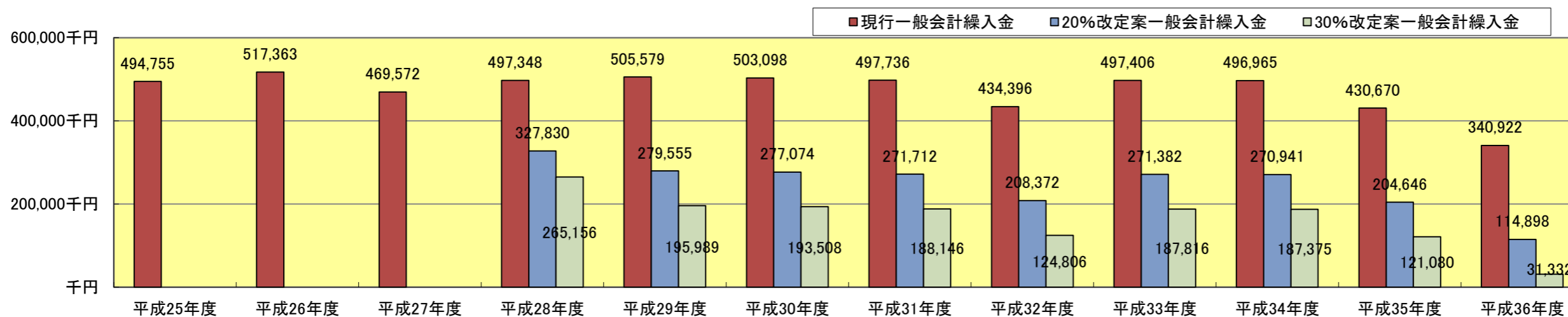
※汚水処理費(使用料対象経費等)及び使用料収入は、総務省が全国の地方公営企業の経営実態を正確に把握するために行っている「地方公営企業決算状況調査」に基づき算出。

※有収汚水量は、供用開始区域内人口及び過去の状況に基づき算出。

汚水処理費、使用料収入、経費回収率の見通し



一般会計繰入金の見通し



多摩26市の下水道使用料単価別順位表

現行料率単価

改定案料率単価

(単位:円)

市名	受益者負担金制度有無	順位	料率単価		市名	順位	料率単価		市名	順位	料率単価		市名	順位	料率単価		市名	順位	料率単価		市名	順位	料率単価		市名	順位													
			基本料 10㎡(8㎡)まで	20㎡まで			30㎡まで	50㎡まで			100㎡まで	200㎡まで			500㎡まで	1000㎡まで			2000㎡まで	2001㎡以上																			
府中市	○	1	266		武蔵野市	1	50		武蔵野市	1	60		武蔵野市	1	75		武蔵野市	1	90		武蔵野市	1	105		武蔵野市	1	130		武蔵野市	1	180		三鷹市	1	308				
福生市	○	2	320		府中市	2	56		三鷹市	2	86		福生市	2	75		府中市	2	95		府中市	2	116		府中市	2	141		府中市	2	166		府中市	2	192		福生市	2	335
調布市	○	3	350		三鷹市	3	62		国分寺市	3	115		府中市	3	76		福生市	3	105		福生市	3	130		福生市	3	155		福生市	3	200		調布市	3	227		東大和市		—
小金井市	○	3	350		福生市	4	64		西東京市	4	126		羽村市	4	96		羽村市	4	120		三鷹市	4	144		調布市	4	172		調布市	4	201		福生市	4	245		八王子市		—
羽村市	×	5	352		小金井市	5	70		八王子市	5	140		三鷹市	5	97		調布市	5	125		調布市	4	144		羽村市	5	186		羽村市	5	209		羽村市	5	253		立川市		—
三鷹市	○	6	400		羽村市	6	72		町田市	5	140		調布市	6	98		三鷹市	6	126		羽村市	6	150		武蔵村山市	6	196		三鷹市	6	245		三鷹市	6	283		武蔵野市		—
西東京市	○	7	410		立川市	7	75		日野市	5	140		武蔵村山市	6	98		小金井市	7	135		武蔵村山市	7	166		三鷹市	7	204		小金井市	7	250		小平市	7	285		青梅市		—
武蔵野市	×	8	450		昭島市	8	76		多摩市	5	140		小金井市	8	105		武蔵村山市	8	136		小金井市	8	170		小金井市	8	210		小平市	7	250		小金井市	8	290		府中市		—
小平市	○	9	455		武蔵村山市	9	78		稲城市	5	140		昭島市	9	108		昭島市	9	145		小平市	9	175		小平市	8	210		武蔵村山市	9	264		昭島市	9	324		昭島市		—
昭島市	○	10	465		調布市	10	81		20%改定案		140		立川市	10	115		立川市	10	150		昭島市	10	189		昭島市	10	232		昭島市	10	280		立川市	10	325		調布市		—
東大和市	○	11	480		狛江市	11	87		青梅市	11	144		小平市	11	125		小平市	11	155		立川市	11	200		国分寺市	11	240		国分寺市	10	280		西東京市	11	328		町田市		—
清瀬市	○	12	484		西東京市	12	88		あきる野市	11	145		国分寺市	11	125		国分寺市	12	170		国分寺市	11	200		立川市	12	245		立川市	12	285		国分寺市	12	330		小金井市		—
武蔵村山市	○	13	504		東村山市	13	100		30%改定案		150		狛江市	13	128		東大和市	13	174		東大和市	13	210		国立市	13	255		国立市	13	295		武蔵村山市	13	334		小平市		—
狛江市	×	14	528		国分寺市	13	100		東大和市		(144)		東大和市	14	144		狛江市	14	176		狛江市	14	211		東大和市	14	264		東大和市	14	300		国立市	14	335		日野市		—
立川市	×	15	530		東大和市	15	102		立川市		—		清瀬市	15	149		国立市	15	180		国立市	15	215		狛江市	15	266		西東京市	15	306		東大和市	15	340		東村山市		—
あきる野市	×	15	530		小平市	16	105		府中市		—		国立市	16	150		清瀬市	16	187		清瀬市	16	220		八王子市	16	270		八王子市	16	310		八王子市	16	345		国分寺市		—
国立市	○	17	540		清瀬市	16	105		昭島市		—		西東京市	17	157		西東京市	17	189		八王子市	17	230		青梅市	16	270		町田市	16	310		町田市	16	345		国立市		—
国分寺市	○	18	545		八王子市	18	110		調布市		—		東村山市	18	160		東村山市	18	195		青梅市	17	230		町田市	16	270		日野市	16	310		日野市	16	345		狛江市		—
八王子市	○	19	560		町田市	18	110		小金井市		—		東久留米市	19	162		八王子市	19	200		町田市	17	230		日野市	16	270		東村山市	16	310		東村山市	16	345		清瀬市		—
町田市	○	19	560		日野市	18	110		小平市		—		八王子市	20	170		青梅市	19	200		日野市	17	230		東村山市	16	270		多摩市	16	310		多摩市	16	345		東久留米市		—
日野市	×	19	560		国立市	18	110		東村山市		—		青梅市	20	170		町田市	19	200		東村山市	17	230		多摩市	16	270		稲城市	16	310		稲城市	16	345		武蔵村山市		—
東村山市	○	19	560		多摩市	18	110		国立市		—		町田市	20	170		日野市	19	200		多摩市	17	230		稲城市	16	270		あきる野市	16	310		あきる野市	16	345		多摩市		—
多摩市	×	19	560		稲城市	18	110		福生市		—		日野市	20	170		多摩市	19	200		稲城市	17	230		あきる野市	16	270		狛江市	23	314		狛江市	23	363		稲城市		—
稲城市	○	19	560		20%改定案		110		狛江市		—		多摩市	20	170		稲城市	19	200		あきる野市	17	230		清瀬市	24	275		清瀬市	24	319		清瀬市	23	363		羽村市		—
青梅市	○	25	577		青梅市	24	113		清瀬市		—		稲城市	20	170		あきる野市	19	200		西東京市	25	239		西東京市	25	283		青梅市	25	322		東久留米市	23	363		あきる野市		—
20%改定案			580		30%改定案		120		東久留米市		—		あきる野市	20	170		東久留米市	26	210		東久留米市	26	241		東久留米市	26	290		東久留米市	26	324		青梅市	26	369		西東京市		—
30%改定案			610		東久留米市	25	125		武蔵村山市		—		20%改定案		170		20%改定案		210		20%改定案		250		20%改定案		310		20%改定案		350		20%改定案		380				
東久留米市	×	26	690		あきる野市	26	130		羽村市		—		30%改定案		180		30%改定案		220		30%改定案		260		30%改定案		310		30%改定案		360		30%改定案		410				
市平均			484		市平均		92		市平均		125		市平均		132		市平均		163		市平均		194		市平均		234		市平均		273		市平均		313		市平均		322
東京都区部			560		東京都区部		110		東京都区部		140		東京都区部		170		東京都区部		200		東京都区部		230		東京都区部		270		東京都区部		310		東京都区部		345		東京都区部		—